算式の符号

A　軽自動車等のうち地方税法附則第30条第１項の規定の対象となるものの当該年度の４月１日現在の台数（以下この号において「重課に係る台数」という。）

B　軽自動車等のうち地方税法附則第30条第３項から第５項までの規定の対象となるものの当該年度の４月１日現在の台数（以下この号において「軽課に係る台数」という。）

α　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{b}{a}\times\frac{1}{7,342}$$

ただし、$\frac{b}{a}$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　重課に係る台数

b　地方税法附則第30条第１項の規定により読み替えられた同法第444条第１項第２号ロ及びハに規定する標準税率に0.75を乗じた額に、税率区分ごとの重課に係る台数をそれぞれ乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

β　次の算式によつて算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{d}{c}\times\frac{1}{5,036}$$

ただし、$\frac{d}{c}$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

c　軽課に係る台数

d　地方税法附則第30条第３項から第５項までの規定により読み替えられた同法第444条第１項第２号ロ及びハに規定する標準税率に0.75を乗じた額に、税率区分ごとの軽課に係る台数をそれぞれ乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

第三十四条算式中「3.8378」を「3.8538」に改め、同条算式の符号B算式中「0.9778」を「1.0051」に改め、同条算式の符号C算式の符号g中「100分の114」を「100分の101」に改める。

第三十七条算式中「0.743」を「0.7485」に改める。

第三十七条の二第一号中「一・〇四〇」を「一・〇一一一」に改める。

第三十七条の三中「〇・五五一」を「一・三五九」に改める。

第三十七条の四中「〇・四六〇」を「一・〇〇四」に改める。

第三十七条の四の二算式の符号A算式イの符号c及びdを次のように改める。

c　当該市町村従業者数（当該市町村の地方税法第72条の115第１項に規定する従業者数とする。以下同じ。）

d　当該市町村の属する道府県従業者数（当該道府県の区域内の市町村に係る従業者数の合計数とする。以下同じ。）

第三十七条の五中「〇・九七一一」を「〇・九四一一」に改める。

第三十七条の六第一号算式の符号B算式及び第二号算式の符号B算式中「1.8757」を「0.9759」に改める。

第三十九条第一号中「一・〇一一九」を「〇・九三九」に、同条第二号中「一・〇一一九」を「〇・九三八」に改める。

第四十条第一号中「一・〇〇六」を「一・〇〇八」に改める。

第四十条の二中「一・〇四三」を「〇・九七八」に改める。

第四十条の三中「一・〇一七」を「〇・九九三」に改める。

第四十条の四中「一・〇五九」を「〇・九五九」に改める。

第四十二条中「並びに企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十条の規定」を「、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十条並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の六の規定」に改め、同条第一号㈠算式を次のように改める。

算式

A×0.0375＋B×（0.0375－C×0.75）＋D×0.03＋E×（0.03－F×0.75）＋G×（0.0375－H×0.75）＋I×（0.0375－J×0.75）＋K×（0.0375－L×0.75）＋M×（0.0375－N×0.75）×α＋O×（0.0375－P×0.75）×α＋Q×（0.0375－R×0.75）×α

第四十二条第一号㈠算式の符号Lの次に次のように加える。

M　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額で個人の行う同法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るもののうちその適用の初年度に係るもの

N　当該都道府県がMに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは0.05とし、当該率が0.025に満たないときは0.025とする。

O　算式の符号中Mに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

P　算式の符号中Nに同じ。この場合において、同符号中「M」とあるのは「O」と、「0.025」とあるのは「0.0375」とそれぞれ読み替えるものとする。

Q　算式の符号中Mに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

R　算式の符号中Nに同じ。この場合において、同符号中「M」とあるのは「Q」と、「0.025」とあるのは「0.04375」とそれぞれ読み替えるものとする。

α　地域再生法第５条第19項（同法第７条第２項において準用する場合を含む。）の規定により当該都道府県の区域に係る同法第５条第１項の地域再生計画（同条第４項第５号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以降最初に公示された日に限る。）の属する年度前３年度以内の各年度に係る地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの３分の１の数値が0.47未満の都道府県にあつては１、0.47以上0.63未満の都道府県にあつては２／３、0.63以上0.78未満の都道府県にあつては１／３

第四十二条第一号㈡算式を次のように改める。

算式

$$\sum a\times b\times 0.75+\sum c\times(d-e)\times 0.75+\sum f\times g\times 0.75+\sum h\times(i-j)\times 0.75+\sum k\times(l-m)\times 0.75+\sum n\times(o-p)\times 0.75+\sum q\times(r-s)\times 0.75+\sum t\times(u-v)\times 0.75\times\alpha+\sum w\times(x-y)\times 0.75\times\alpha+\sum z\times(aa-ab)\times 0.75\times\alpha+\sum ac\times(ad-ae)\times 0.75\times\alpha+\Sigma af\times(ag-ah)\times 0.75\times\alpha+\sum ai\times(aj-ak)\times 0.75\times\alpha$$

第四十二条第一号㈡算式の符号ｓの次に次のように加える。

t　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（同法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るものに限る。）で所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額のうちその適用の初年度に係るもの